平城宮跡歴史公園　県営公園区域　基本計画（国営飛鳥・平城宮跡歴史公園　平城宮跡区域基本計画における「奈良県を中心とした地元が整備する区域」の基本計画）【新旧対照表】

令和２年 12 月時点の内容		今回の改定（案）の内容	
p. 1	**はじめに** （前述略） それに基づき、奈良県は、「奈良県を中心とした地元が整備する区域」（以下、「県営公園区域」という。）について、『国営飛鳥・平城宮跡歴史公園　平城宮跡区域　基本計画における「奈良県を中心とした地元が整備する区域」の基本計画』（以下、「平城宮跡歴史公園　県営公園区域　基本計画」という。）を定めた。 平成 29 年に平城宮跡歴史公園の南側において積水化学工業(株)から工場移転の意向が示されたことから、跡地活用に関する検討の場を設け協議した結果、令和２年３月に、積水化学工業(株)、奈良県、奈良市の３者は『平城宮跡歴史公園南側「積水化学工業(株)所有地」における跡地活用に関する覚書』を締結し、跡地での公園整備事業について合意した。 当地区については、一部に平城京朱雀大路の遺構部分を含んでおり、奈良市の中心市街地における東西幹線道路である大宮通りと三条通りの間に北側の平城宮跡へと連続する歴史的雰囲気が漂う貴重かつ広大な公共空間の創出が可能である。そのため、これまでの「県営公園区域」と一体となって機能を発揮するよう、「平城宮跡歴史公園　県営公園区域　基本計画」に当地区を追加し計画するものである。	p. 1	**はじめに** （前述略） それに基づき、奈良県は、「奈良県を中心とした地元が整備する区域」（以下、「県営公園区域」という。）として令和２年３月に大宮通りより南側の区域を追加したことから、同年 12 月に『国営飛鳥・平城宮跡歴史公園　平城宮跡区域　基本計画における「奈良県を中心とした地元が整備する区域」の基本計画』（以下、「平城宮跡歴史公園　県営公園区域　基本計画」という。）を定めた。 奈良県は、令和６年５月、奈良県観光を取り巻く環境の変化を踏まえ、本県の観光施策を機動的かつ戦略的に推進するために設置した「奈良県観光戦略本部」において、平城宮跡周辺エリア部会を立ち上げ、県営公園区域の既存施設の活用や民間活力の導入も含めた平城宮跡のあり方などの検討を行った。本計画は、この結果を踏まえ「平城宮跡歴史公園　県営公園区域　基本計画」を改定したものである。
p. 3	**１．平城宮跡の概況** **（２）平城宮跡の保存と活用** ・これらの研究や保存活動を契機として、平城宮跡は大正 11 年に史跡に指定され、その後昭和 27 年に特別史跡に指定された。併せて、土地の国有化がなされ、現在では特別史跡内の約 84%が国有地となっている。また、発掘調査・研究、その成果を活かした建物等復原、遺構表示等の整備が継続的に進められている。 ・平成 30 年に国営公園区域 31.8ha（国営公園全体区域 約 122ha）、県営公園区域 3.1ha（県営公園全体区域 約 10ha）を開園している。	p. 3	**１．平城宮跡の概況** **（２）平城宮跡の保存と活用** ・これらの研究や保存活動を契機として、平城宮跡は大正 11 年に史跡に指定され、その後昭和 27 年に特別史跡に指定された。併せて、土地の国有化がなされ、令和６年度末までに特別史跡内の約 84%が国有地となっている。また、発掘調査・研究、その成果を活かした建物等復原、遺構表示等の整備が継続的に進められている。 ・令和６年度末までに国営公園区域 31.8ha（国営公園全体区域 約 122ha）、県営公園区域 8.1ha（県営公園全体区域 約 15ha）を開園している。
p. 9	**４．公園区域** （前述略） そのため、このような経緯を踏まえ、平城宮跡の国有化された土地の区域を中心に、前掲の導入すべき機能を展開する上で必要な区域として、史跡平城京朱雀大路跡の区域、及びその周辺区域並びに特別史跡平城宮跡の南東区域を取り込むこととしたうえで、地形・地物の状況を踏まえた公園としての一体性の確保、整備・管理の容易さといった点に留意し、公園区域（今回追加する県営公園区域約 5ha を含め約 137ha）を設定する。 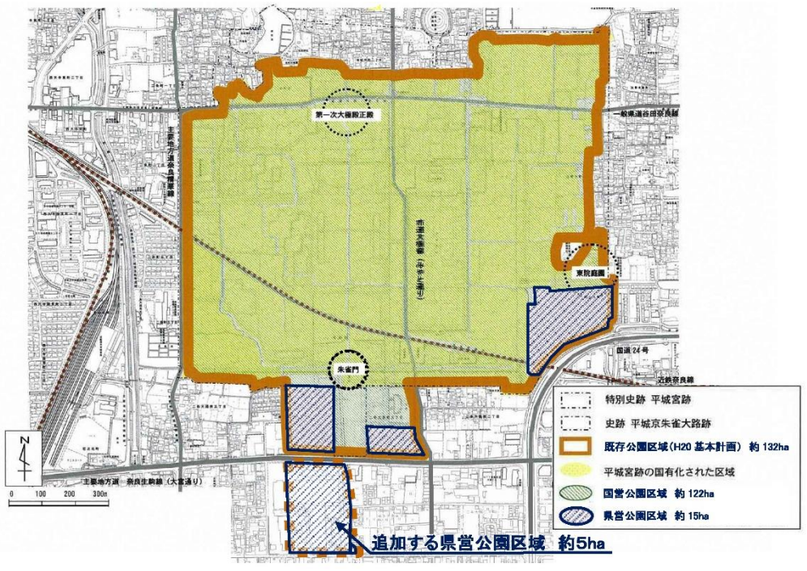 図３　公園区域	p. 9	**４．公園区域** （前述略） そのため、このような経緯を踏まえ、平城宮跡の国有化された土地の区域を中心に、前掲の導入すべき機能を展開する上で必要な区域として、史跡平城京朱雀大路跡の区域、及びその周辺区域並びに特別史跡平城宮跡の南東区域を取り込むこととしたうえで、地形・地物の状況を踏まえた公園としての一体性の確保、整備・管理の容易さといった点に留意し、公園区域（約 137ha）を設定する。 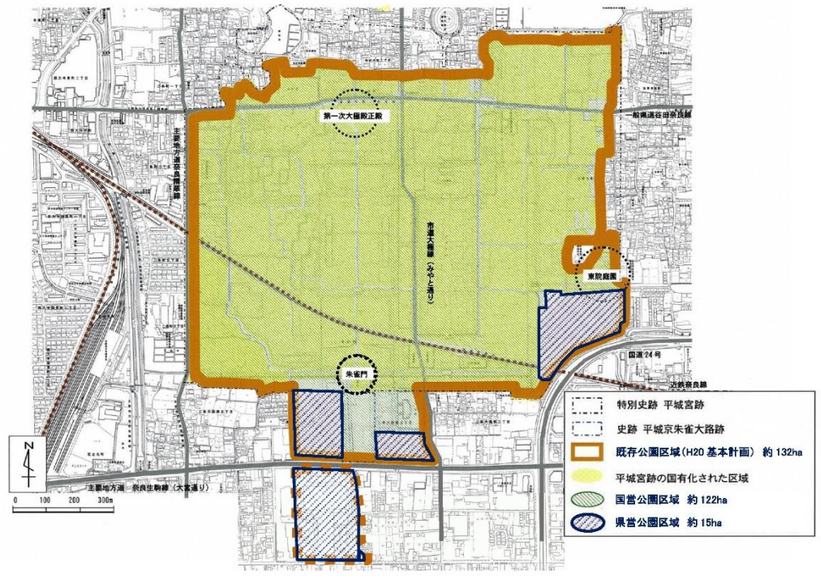 図３　公園区域

平城宮跡歴史公園　県営公園区域　基本計画（国営飛鳥・平城宮跡歴史公園　平城宮跡区域基本計画における「奈良県を中心とした地元が整備する区域」の基本計画）【新旧対照表】

令和２年 12 月時点の内容		今回の改定（案）の内容	
p. 11	５．空間配置計画 （１）ゾーニング ④拠点ゾーン 公園全体の利用拠点となる空間として、史跡平城京朱雀大路跡及びその周辺の区域、主要地方道奈良生駒線（大宮通り）より南側の区域（今回追加する県営公園区域）を「拠点ゾーン」として位置づける。 （後述略）	p. 11	５．空間配置計画 （１）ゾーニング ④拠点ゾーン 公園全体の利用拠点となる空間として、史跡平城京朱雀大路跡及びその周辺の区域、主要地方道奈良生駒線（大宮通り）より南側の区域を「拠点ゾーン」として位置づける。 （後述略）
p. 18 ～19 、22	６．利用・整備計画 （２）各エリアにおける利用・整備方針と主要施設 ４）拠点ゾーン ⑬朱雀大路保全エリア（今回追加する県営公園区域） 朱雀大路の遺構部分を将来世代に引き継ぐよう保全し、往時の平城京の広がりを体感できるエリアとする。 ※県営公園区域 ⑭多目的エリア（今回追加する県営公園区域） 景色を楽しめるような休憩施設等を整備し、広い平城宮跡歴史公園の中で比較的少ない憩いやくつろぎ空間を創出する。また、来訪者のアメニティや移動　環境が向上するよう、駐車場、便益施設等を併せて整備する。 【主要施設】 ○休憩施設 ○便益施設等 ○駐車場等 ※県営公園区域 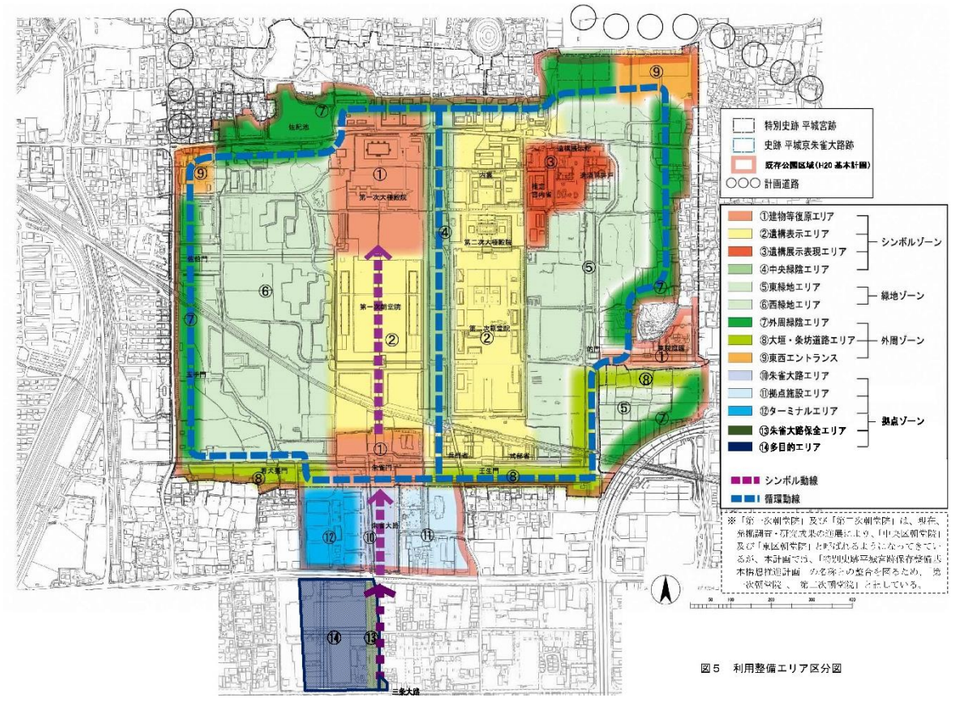 図５　利用整備エリア区分図	p. 18 ～19 、22	６．利用・整備計画 （２）各エリアにおける利用・整備方針と主要施設 ４）拠点ゾーン ⑬平城京を体感できるにぎわいづくりエリア 奈良観光の玄関口としての拠点性と利便性を活かし、平城京に対する知識と理解を深められるよう、“日本の食のはじまりは奈良”をコンセプトとした食のハブ拠点として便益施設（飲食・物販施設、宿泊施設等）を整備するエリアとする。 朱雀大路をはじめ、遺構については将来世代に引き継ぐよう保全し、往時の平城京の広がりを体感できるエリアとする。 また、本公園の正面玄関として、来訪者のアメニティや移動環境が向上するよう駐車場を併せて整備する。 【主要施設】 ○食のハブ拠点 ：日本の食のルーツである奈良の食文化を堪能できる便益施設等 ○休憩施設 ○駐車場等 ※県営公園区域 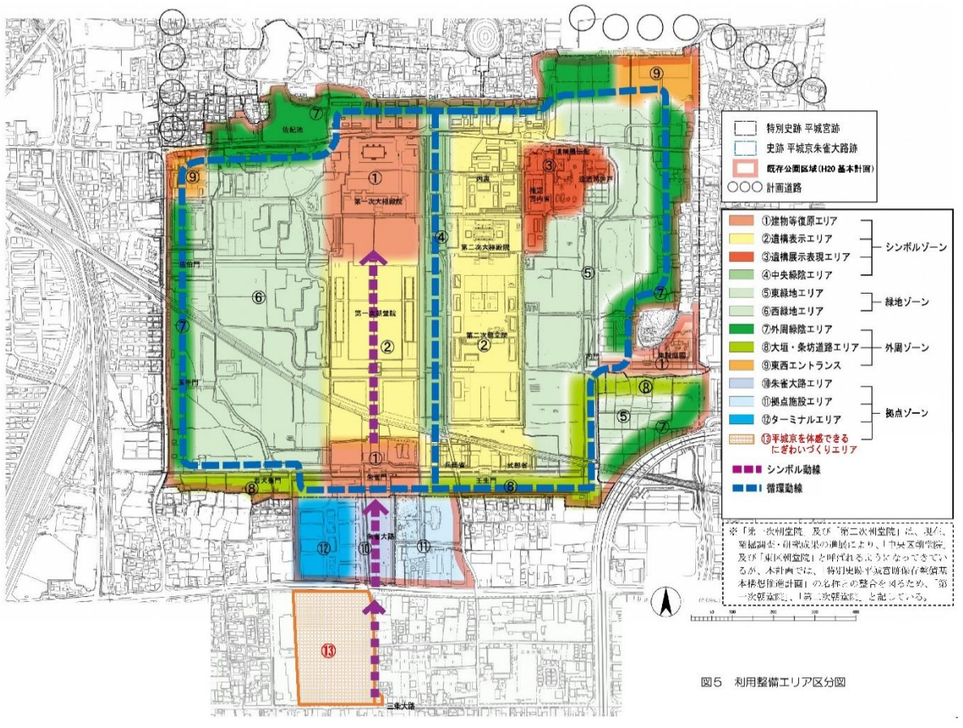 図５　利用整備エリア区分図

令和２年 12 月時点の内容		今回の改定（案）の内容	
	（３）エリア横断的な施設の整備方針 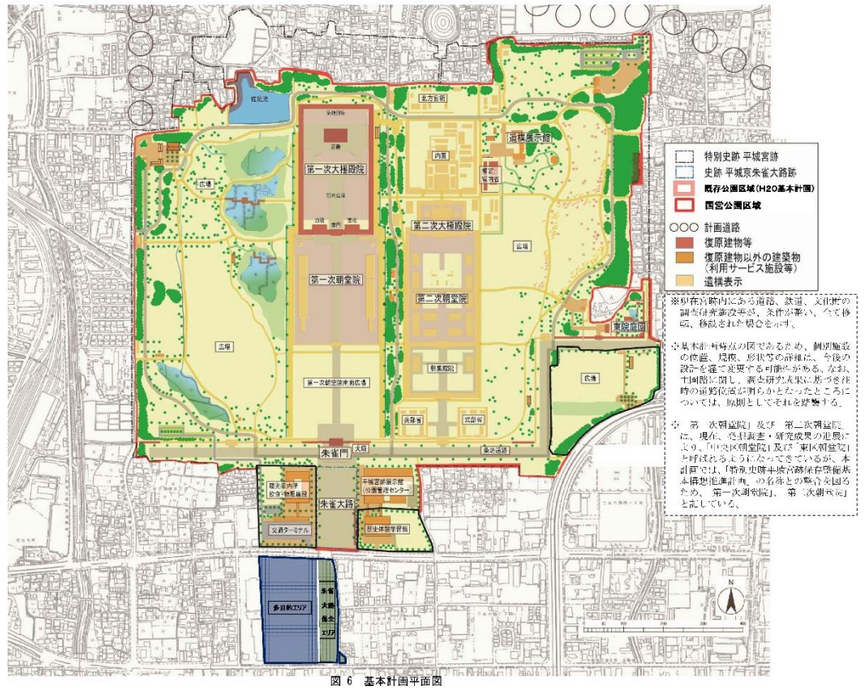 図 6　基本計画平面図	（３）エリア横断的な施設の整備方針 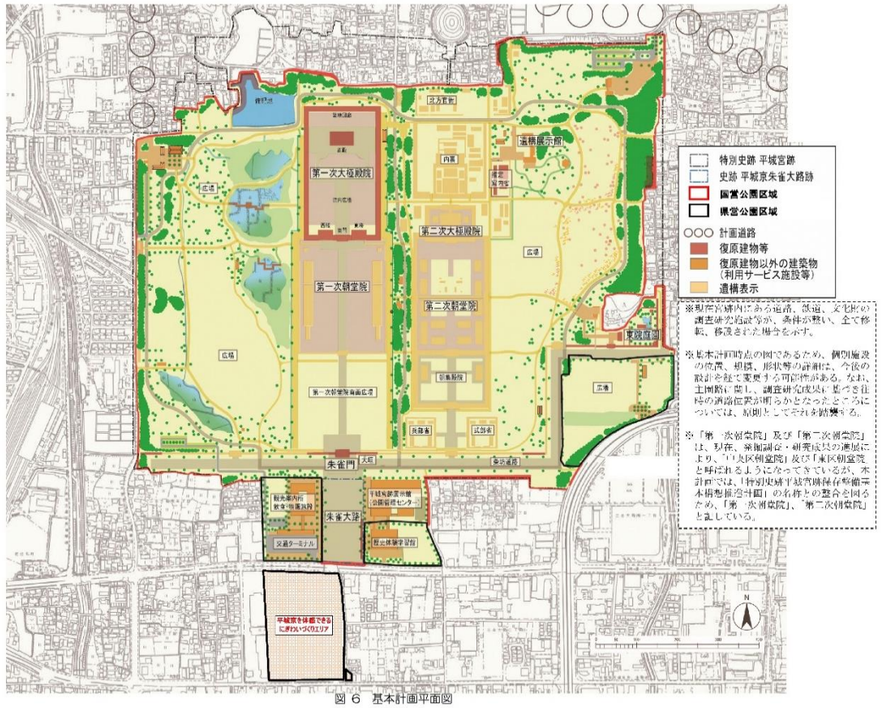 図 6　基本計画平面図
p. 27	８．段階整備方針 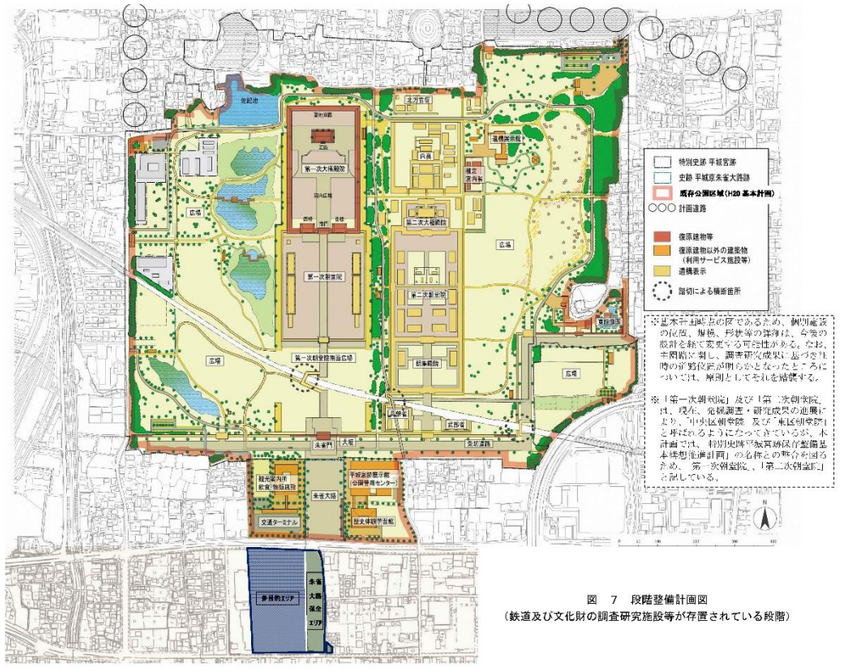 図　７　段階整備計画図 （鉄道及び文化財の調査研究施設等が存置されている段階）	p. 27	８．段階整備方針 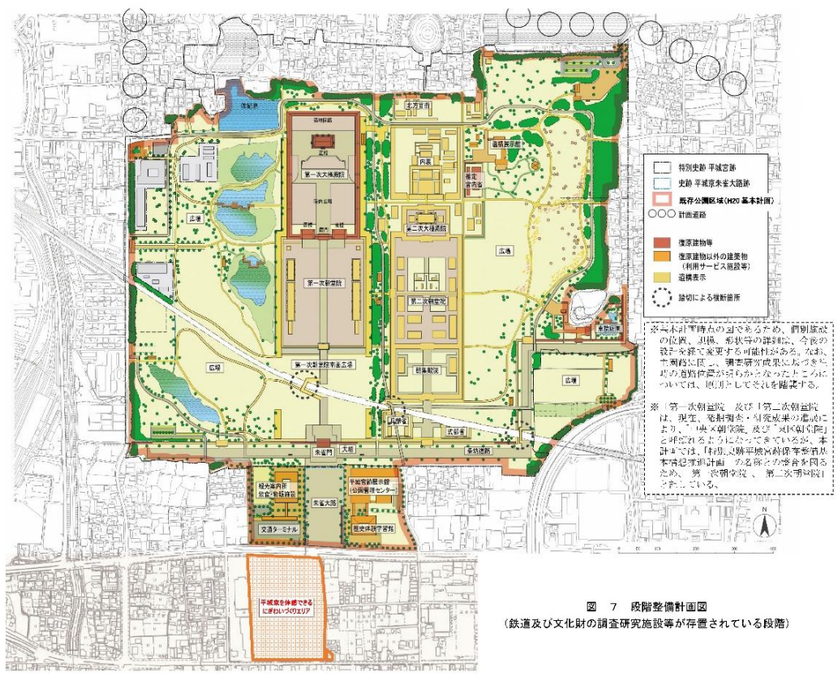 図　７　段階整備計画図 （鉄道及び文化財の調査研究施設等が存置されている段階）